**平成２２年（フ）第２３６０号**
横浜市神奈川区菅田町2874番地36　エーデルハイム102号
債務者　木村　仁美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３９５号**
相模原市中央区千代田５丁目４番３号　リトルウッズ401
債務者　石井　正規
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第３９６号**
相模原市中央区千代田５丁目４番３号　リトルウッズ401
債務者　石井真由美（旧姓前田・小笠原）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第４３７号**
相模原市中央区星が丘１丁目９番５号　ヒルズヤマモト202号室
債務者　関谷ルリ子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第４４０号**
相模原市南区相南４丁目16番16号　サンハイムニナガワ201
債務者　髙吉　知己
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第４５７号**
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目51番10号　コスモエステート203号
債務者　上原　文夫
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第４５８号**
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目51番10号　コスモエステート203号
債務者　上原ビルレネ
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第４８５号**
相模原市南区麻溝台377番地２
債務者　森町　秀子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第２２２号**
愛知県豊橋市飯村北１丁目５番地10
債務者　野沢　知寿
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第２２６号**
愛知県蒲郡市竹島町11番22号
債務者　荒島　春代
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第２３２号**
愛知県蒲郡市三谷北通２丁目６番地　西棟
債務者　新倉　真弓
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第２３５号**
愛知県蒲郡市宮成町４番23号　スカイタワー502
債務者　竹村　幸枝
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第５１１号**
静岡県浜松市東区大瀬町27番地の１　鷺の宮団地栩２棟108号
債務者　中本不二子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第５１６号**
静岡県浜松市中区富塚町174番地の１　市営住宅９号
債務者　田村　靖彦
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係